

本書中に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

歯科保険診療の手引き 令和4年4月版 正誤表

令和5年1月20日

頁	項目	箇所	誤	正
14	歯科診療特別対応連携加算 施設基準		① ii) [特連] 算定患者が月平均	① ii) [特] 算定患者が月平均
			① ii) 月平均10人以上である診療所。	① ii) 月平均10人以上である保険医療機関。
	同上 ④を追加	④歯科診療を担当する他の保険医療機関との連携体制が整備されていること。		
38	総合医療管理加算	1行目	総合医療管理加算 [+50] (要届出) (略称 総医)	総合医療管理加算 [+50] (略称 総医)
40	小児口腔機能管理料	「8.」「9.」	[特疾患] (3カ所)	[特疾管]
		疑義解釈の日付	【平30年3月31日付】	【平30年3月30日付】
41・42	口腔機能管理料	「2.8.9.」	[特疾患] (計4カ所)	[特疾管]
42		「7.」	「…差し支えない <sup>令2年5月7日付</sup> 。」	「…差し支えない <sup>令2年3月31日付</sup> 。」
		「8.」	「…算定できる <sup>令2年3月31日付</sup> 。」	「…算定できる <sup>令2年5月7日付</sup> 。」
52	歯科特定疾患療養管理料	「5.」	「5.」全体を削除	本書P.127疑義解釈【令和4年3月31日付】に従う
98	歯科疾患在宅療養管理料	「3.」2行目	[文]、[在歯総管] …	[文]、[在歯総医] …
158	脳血管疾患等リハビリテーション料 「3」		「入院中の要介護 <del>保</del> 保険者等に対して、」	「入院中の要介護被保険者等に対して、」
158	廃用症候群リハビリテーション料 「3」		「入院中の要介護 <del>保</del> 保険者等に対して、」	「入院中の要介護被保険者等に対して、」
160	歯科口腔リハ1	2.「舌接触補助床の場合」	①舌接触補助床を <del>自院で製作</del> ・装着した患者	①舌接触補助床を装着した患者
174	その他の口腔内装置	「ト」	気管内挿 <del>管</del> 時の	気管内挿管時の
177	歯冠修復物または補綴物の除去		「1.簡単なもの:」	「1.除去を算定するものは」
			「1.」の末尾に「仮封セメント、ストップング、テンポラリークラウン、リテーナー等は含まれない。」を追記。	
179	除去料一覧表	著しく困難なもの	④高強度硬質 <del>レジンブリッジ</del>	削除
207	後出血処置	点数	[470] (705)	[530] (795)
207	止血シーネ	4.	後出血処置 [470]	後出血処置 [530]
232	広範囲顎骨支持型装置搔爬術	疑義解釈の表題	「施設基準」	削除
234	画像等手術支援加算	加算対象手術	ナビゲーションによるものに「 <del>広範囲顎骨支持型装置埋入手術</del> 」を追加	
			実物大臓器立体モデルによるものに「 <del>下顎骨延長術</del> 」を追加	
241	歯周治療	「4.」4行目	重症化予防または歯周病再 <del>初</del> 防止が必要と…	重症化予防または歯周病再発防止が必要と…
254	歯周治療用装置	1行目	床義歯形態のもの	床義歯形態のもの (1装置につき)
295	歯冠形成	表中の「ハ 既製冠」	既製金属 <del>管</del>	既製金属冠
299	歯冠修復・欠損補綴	支台築造 「11.」 (メタルコア加算の記述)		2行削除

303	金属歯冠修復	早見表 銀合金の点数 小臼歯 4/5冠 360 《267》	345 《252》
305	レジン前装金属冠	銀合金の算定点数を追加	銀合金 [1273] (1174+99) 《921》
309	非金属歯冠修復	▼レジンインレーの早見表2行目「支台築造」	表の2行目を削除
310		▼CAD/CAMインレーの早見表2行目「支台築造」	表の2行目を削除
		同上「1.」3行目	いずれかに該当する歯冠補綴物（全部被覆冠に限る）→歯冠補綴物（全部被覆冠を除く）
312	CAD/CAM冠	「3.」の①と②	歯台歯冠形成加算 [+490]、歯台歯冠形成加算 [+470] →支台歯冠形成加算
320	ポンティック	「4.」	充填 [102] 充填 [106]
332	小児義歯	カルテ記載	「装着年月日、装着部位」を削除、＜レセプト記載＞に「装着部位」を追加
342	歯冠修復・欠損補綴	磁性アタッチメント6.②	「単純印象」[32]または「連合印象」[230]を算定する。 「単純印象」[32]または「連合印象」[64]を算定する。
344	保持装置	加算点数	[+60] [+62]